

## 上越市選挙管理委員会告示 第7号

令和8年2月8日執行予定の衆議院議員総選挙及び最高裁判所裁判官国民審査における公職選挙法（昭和25年法律第100号）第49条第1項の規定による不在者投票の事務を取り扱う場所を次のとおり定めた。

令和8年1月26日

上越市選挙管理委員会

委員長 澤 海 雄 一

- 1 不在者投票の事務を取り扱う場所  
別紙のとおり